

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	児童手当法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、児童手当法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

### 特記事項

児童手当法に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

大阪府堺市長

## 公表日

平成29年1月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当法に関する事務
②事務の概要	児童手当法の規定に従い、認定請求等の受理、審査、支給決定、手当の支給等の事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 児童手当法の児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 2. 児童手当法の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 3. 児童手当法の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 4. 児童手当法の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。 5. 児童手当法の資料の提供等の求めに関する事務。 6. 児童手当法施行規則の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。
③システムの名称	児童手当管理システム、子育て支援総合システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法（平成25年5月31日法律第27号） 第9条（利用範囲）別表第一の56項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（26,30,87） 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令のうち、「児童手当又は特例給付」が含まれる条（19,44）  （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童手当又は特例給付」が含まれる項（74,75） 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第40条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課
②所属長	石戸 博晃
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市 市長公室 広報部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	堺市 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7331

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年1月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事前	
平成28年1月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事前	
平成28年6月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	宮前 安紀子	石戸 博晃	事後	
平成28年6月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	
平成28年6月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	
平成28年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第一の56項	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第一の56項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第44条	事後	
平成28年10月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情 報」が含まれる項(26,30,87) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「児童手当又は特例給付」 が含まれる項(74,75)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情 報」が含まれる項(26,30,87) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令のうち、「児童手当又は特例給付」 が含まれる条(19,44) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「児童手当又は特例給付」 が含まれる項(74,75) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令第40条	事後	
平成29年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年1月10日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年2月1日 時点	事前	